決算

令和元年度の一般会計歳入総額は約771.0億円、歳出総額は約732.6億円で、歳入から歳出を差し引いた額は約38.4億円です。そのうち翌年度に使い道が決まっている約4.2億円を差し引いた約34.2億円が黒字額となりました。令和元年度決算の詳細は、11月2日㈪から市㊍や市役所本庁舎市政情報コーナーでご覧いただけます。

【財政課財政担当】

審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符合し、正確なものと認めます(「令和元年度茅ヶ崎市決算審査意見書／茅ヶ崎市監査委員」)。

一般会計の決算

本号で掲載する数値は、茅ヶ崎市監査委員による審査を受けています。

歳入

国庫支出金の約13億円の増、繰越金の約７億円の増、県支出金の約５億円の増があったものの、市債の約54億円の減などにより、歳入総額として、前年度に比べ約29億円の減額となりました。

一般会計歳入(前年度比3.6%減) **771億178万円**

内は構成比　(　)内は前年度比

- **市税 48.1%** 370億5590万円(0.4%増)
  市民税、固定資産税など
- **使用料および手数料 1.1%** 8億3738万円(1.5%増)
  市営住宅使用料、戸籍手数料など
- **諸収入等 5.7%** 43億9113万円(4.2%減)
  さまざまな事業の実費負担や財産収入、寄付金など
- **繰入金 0.2%** 1億4514万円(48.8%減)
  基金から繰り入れるお金
- **繰越金 6.4%** 49億7249万円(16.2%増)
  昨年度から繰り越したお金
- **国庫支出金 16.0%** 123億3907万円(12.3%増)
  国が特定の事務事業に対して交付するお金
- **県支出金 6.7%** 51億3740万円(9.7%増)
  県が特定の事務事業に対して交付するお金
- **各種交付金等 8.8%** 68億2207万円(3.2%増)
  国や県が徴収した税のうち市町村に配分されるお金
- **市債 7.0%** 54億120万円(49.9%減)
  施設の整備や地方交付税の収支不足のときに国や銀行などから借りるお金

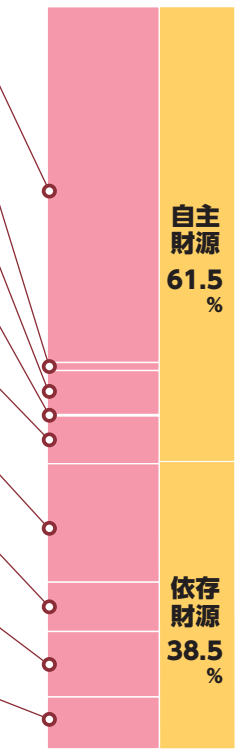

歳出

総務費の約28億円の減、土木費の約17億円の減などにより、歳出総額として、前年度に比べ約17億円の減額となりました。

一般会計歳出(目的別)(前年度比2.3%減) **732億5837万円**

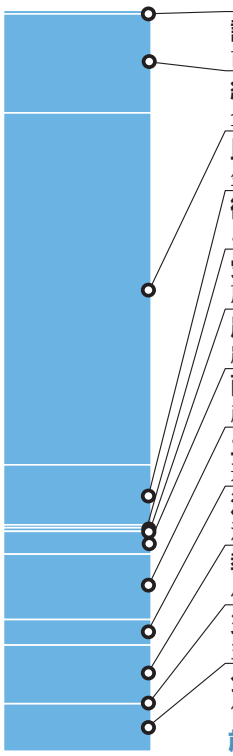

- **議会費 0.5%** 3億9670万円(2.6%減)
  市議会の活動・運営のためのお金
- **総務費 13.2%** 96億7714万円(22.7%減)
  全般的な管理事務、徴税、戸籍、統計、選挙などのお金
- **民生費 45.3%** 331億7645万円(4.6%増)
  生活保護、児童手当などの福祉のためのお金
- **衛生費 11.8%** 86億5649万円(11.7%増)
  ごみ処理の経費や健康維持のためのお金
- **労働費 0.4%** 2億7380万円(2.3%増)
  雇用対策や勤労者の福利厚生のためのお金
- **農林水産業費 0.5%** 3億4166万円(6.7%増)
  農業・畜産業・漁業の振興のためのお金
- **商工費 2.9%** 21億5125万円(19.6%増)
  産業や観光の振興のためのお金
- **土木費 8.4%** 61億6715万円(21.6%減)
  道路や街路の整備・維持管理のためのお金
- **消防費 3.3%** 24億795万円(1.2%減)
  消防活動のためのお金
- **教育費 7.6%** 55億2933万円(0.5%減)
  小・中学校教育、公民館、図書館などのお金
- **災害復旧費 0.0%** 204万円(17.3%増)
  災害からの復旧のために支出するお金
- **公債費 6.1%** 44億7841万円(3.1%増)
  借入金の返済のためのお金

歳出総額を令和元年度末の人口(24万3801人)で割った市民1人当たりの歳出額は約30万484円になります

市債の状況

令和元年度末における市債現在高は、下のグラフのとおりです。市債は、将来の財政負担が大きくならないように計画的に借り入れを行っています。

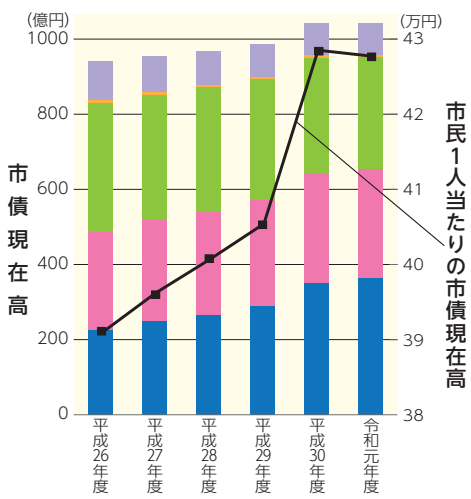

※ 市債とは、学校や道路などの整備のために、市が国や銀行などから借り入れるお金です

※ 一般会計のうち臨時財政対策債とは、国が地方に交付するお金の不足分を市が代わりに借り入れている市債です。市が借り入れした臨時財政対策債の元金と利子の返済に対しては、国が地方交付税を措置することとなっています

※ 市民1人当たりの市債現在高は、各年度末現在の住民基本台帳に登録されている人口を基に算出しています

歳出の性質別グラフ

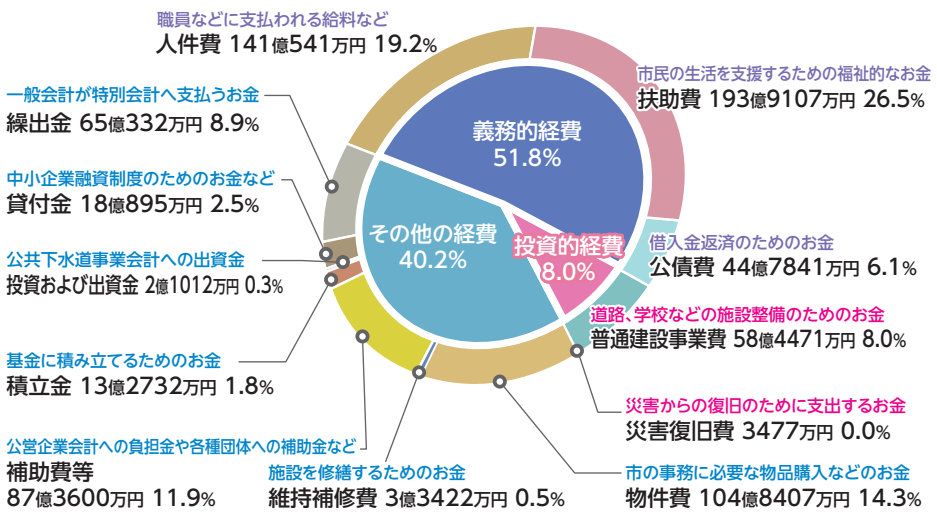

特別会計の決算

特別会計は、特定の事業を行うため条例に基づき設置され、一般会計とは区別して経理しています。

会計名			決算額 収入	決算額 支出	収支差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
国民健康保険事業			226億4028万円	224億6384万円	1億7644万円	0万円	1億7644万円
後期高齢者医療事業			34億1441万円	34億1051万円	390万円	0万円	390万円
介護保険事業			163億5889万円	159億2449万円	4億3440万円	0万円	4億3440万円
公共用地先行取得事業			1億5162万円	1億5162万円	0万円	0万円	0万円
公営企業会計	公共下水道事業	収益	56億9086万円	51億3899万円	—	—	—
		資本	18億2789万円	38億8080万円	—	—	—
	病院事業	収益	121億938万円	120億1736万円	—	—	—
		資本	8億6682万円	14億6423万円	—	—	—

令和元年度決算の健全化判断比率等

「健全化判断比率等」とは、地方公共団体の決算に基づいて算出する、財政の健康状態を示す指標です。平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、自治体は財政の健全度を判断するための財政指標を毎年度公表することになっています。令和元年度決算に基づいて算定した本市の健全化判断比率および資金不足比率は、いずれも国の定めた基準を下回る「健全段階」でした。

	説明	本市比率	健全段階	早期健全化基準※1	財政再生基準※2
実質赤字比率	財政規模に対する一般会計等の赤字の割合	黒字	茅	11.41%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に対する全会計の赤字の割合	黒字	茅	16.41%	30%
実質公債費比率	財政規模に対する借入金返済額等の割合	0.7%	茅	25%	35%
将来負担比率	財政規模に対する将来支払わなければならない負債等の割合	48.7%	茅	350%	-
資金不足比率	公共下水道事業、病院事業の事業規模に対する資金不足の割合	不足なし	茅	経営健全化基準 20%	-

※1 早期健全化基準：自治体の自主的な改善努力を図るための「財政健全化計画」の策定が必要となる基準
※2 財政再生基準：国の関与による確実な再生を図るための「財政再生計画」の策定が必要となる基準

交通事故・火災・救急件数
9月の件数〈2020年の累計〉
▷交通事故131〈404〉▷交通事故死者0〈0〉▷交通事故負傷者146〈457〉▷犯罪発生54〈590〉いずれも暫定値
▷火災2〈26〉▷救急車の出動854〈7640〉 火災の問い合わせは、☎(82)2119へ